

令和6年度第2回大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
議事録

1 日時 令和6年6月28日（金）15時00分～17時00分

2 会場 大津市役所 新館7階 大会議室

3 出席者 委員 土田分科会長、大橋委員、清河委員、城委員、田口委員、谷口委員、中井委員、
林委員、吉村委員

（欠席） 狩野副分科会長、齋藤委員、坂下委員、杉本委員、山口委員、横田委員

事務局 子ども未来局長

子ども・若者政策課長、課長補佐、政策係長、政策係主査

子育て総合支援センター所長、

幼保支援課長、

保育幼稚園課長

子ども家庭課長

子ども・子育て安心課長、課長補佐

児童クラブ課長、課長補佐 ほか1名

4 傍聴者 1名

5 議事

(1) 次期大津市子ども・若者支援計画の策定について（現行計画の評価、重点推進項目、骨子案）

6 会議録（要旨）

(1) 開会

(2) 福祉部子ども未来局長のあいさつ

(3) 委員紹介

(4) 議事

ア 就学前教育保育施設等審議会部会の委員の選出

林委員が選出される

イ 次期大津市子ども・若者支援計画の策定について

（事務局から資料1の説明）

会 長： かなりたくさんの情報をいただいて、少し整理する時間も欲しいところですが、
ただいまの事務局からの説明についてご質問等、ご意見等あれば、ご発言をお願い
いたします。

- 事務局： 1点資料の訂正がございます。資料7ページ、主な評価指標事業の進捗状況の4点目の地域子育て支援拠点事業のところにて、「令和5年から児童館を新たに支援拠点として位置付け」とございますが、正しくは令和4年度からでございますので、お詫びして訂正申し上げます。以上です。
- 会長： 令和4年度からということですね。ありがとうございました。いかがでしょうか。
今、子ども・若者支援計画の骨子案についてということでお話があったのですけれども、この前提の課題整理のところはもう、特に意見はよろしいですか。
すごく細かいことなのですけれども、資料10ページの「虐待から子ども・若者を守る環境づくり」のところ、ヤングケアラーへの支援ということと言及されていると思うのですけれども、今後の流れとして、ヤングケアラーは虐待防止のところではなく、別で整理していただく方がいいのかなということを思いました。最終的な骨子案では別になっているので、気にしなくてもいいのかなと思っていますが、ご検討いただけたらと思います。よろしく願いいたします。
その他いかがでしょうか。
- 委員： 働いていないお母さんと、親のこどもでも、保育園で預かれるような事業を展開するという目標がどこかにあったような気がするのですが、それは大津市では何か実施計画があって、動き始めているのでしょうか。
- 事務局： 国の方では誰でも通園ということで、働いてなくても一定時間こどもを預けられるような事業をということで、進めているところではあります。
一方で、大津市におきましては、待機児童が多く発生しているような状況ですので、今たちまちに事業をスタートするかについては、具体的な見通しが立っているわけではありませんけれども、一時預かり事業などを多くの方がご利用いただいていますので、もし今、働いていないけれどもこどもを預けたいですというご相談があれば、そういった既存の事業で対応しているという状況です。
- 委員： 一時預かりは、申し込めばいつでも預けられる状況ですか。例えばお母さんが急に体調が悪くなって、誰も見る人がいない状況で、こどもを預けられるような状況でしょうか。
- 事務局： 一時預かり事業の状況ですが、今は各保育施設で、そのような緊急の場合のほか、就労の場合でも利用できるようにしておりますが、やはりこの待機児童が増えたことによってニーズが高まっています。
いつでも誰でも使えるのかというと、事前登録制という形になっておりまして、予約が必要になるのですが、やはり空きがないというお声はいただいています。少しでも拡充できるように、各保育園にはお願いはしておりますが、やはり保育士が少ないとこの事業も展開できないところもあるので、そのあたりもなかなか拡充しづらい面ではあるのですけれども、現在、誰でもいつでもということではできていない状況です。
- 会長： 事業の本格的な開始が2年後からで、現在はモデルケースの施行ということです

ので、全国的に広がるのはもう少しかかるのではないかと感じていますけれども、確かに幾つかの自治体でモデルケースでも始めるということは、報道されていますね。

委員： 京都市の保育園で今年から始めるというのをお聞きしていたので、ちょっとお聞きしたいと思いました。それと資料9ページに記載のある「ひとり親家庭等日常生活支援事業」については、進捗状況の一覧表には上がってないけれども、これも事業としては実施されているのでしょうか。認知度が低いとアンケート調査の結果に書かれているのですが。

事務局： 別紙2の5-4に「母子父子家庭等自立支援事業」という事業があり、この中で日常生活支援事業に取り組んでおります。

右の方に令和2年度以降の達成度等、記載していますが、例えば令和5年度ですと、この事業の登録者は116人、利用者はそのうちの6人であったという状況です。

委員： 資料7ページに、「児童館を新たに支援拠点として位置付けて、拠点数を増やした」と書かれていますけれども、拠点がどれぐらいの数あるのかを教えてください。

大津市のヤングケアラーの割合について、国は小学校6年生で15人に1人というデータが出ていますけれども、大津市の場合どれぐらいの割合で、ヤングケアラーの子どもたちがいるのかということをお聞きしたい。

学校教育のことにはなりますが、その学校の子どもたちの様子、地域とつなぐ役割として、SSW(スクールソーシャルワーカー)の方がいると思いますけれども、その役割はすごく重要で、私たちも日頃から連携をしています。今どのような配置状況なのかをお聞きしたいです。以上です。

事務局： まず地域子育て支援拠点事業の拠点数についてご説明をさせていただきます。令和4年度以前は、7つの保健福祉ブロックそれぞれに1つずつということで、市内に7か所ございました。

令和4年度から児童館を拠点として位置付けたことにより、6か所増えたのですが、伊香立児童館につきましては、保育所への転用という施設利活用の関係で、昨年度末で閉館ということになり、現時点では12か所で地域子育て支援拠点事業を実施しています。児童館では連携型という、児童館の職員配置のなかで運営するという形式をとっており、保護者支援、お子さんの遊びの提供、情報発信をしています。

もう1点、SSWの配置状況ことをご質問いただいたのですが、ここに列席しておるもので担当の者がおりませんので、確認後改めてご報告させていただきたいと思います。以上です。

SSWの配置状況について（後日担当課確認）

全市で4名が配置されており、依頼に応じて教育委員会で調整し、各校に派

遣される形で市内の小・中学校の全校をカバーしている。

- 事務局： ヤングケアラーについて、今回生活実態調査の中では、先ほどの説明にもありましたけれども、ほぼ毎日3時間以上の世話しているこどもは小学5年生で8.2%、中学2年生で6.3%であったという結果ですが、それがイコールヤングケアラーかという、そこまでの深く調査をしているものではありませんので、ここではこういった傾向があるということにとどまるのかなと思っています。
- 大津市でヤングケアラー調査として、実態をしっかりと把握しているものはありませんが、児童虐待防止対策に関することで、要保護児童対策地域協議会というものがあり、児童福祉法で要保護・要支援児童を一定把握して支援をしていく、そういった協議会の中で把握しているこどもの人数が、去年の夏の時点では約2,000人おられることを把握しております。
- 今年4月時点ではそれが1,700件程度にまで改善が見込まれている状況ではありますが、昨年夏から秋にかけて、その要保護児童対策地域協議会で把握しているこどもの中で、ヤングケアラーの傾向があるまたはそのリスクがあると把握しているこどもは、割合としては3～4%程度というところです。
- ヤングケアラー自体の定義が難しいところもありますので、一律的に把握するのは非常に難しいなとは思っているのですが、現状申し上げられる状況としては、そういった傾向を把握しているというところです。
- それと先ほど、ヤングケアラーと虐待は別に位置付けるべきではというお話でしたけれども、今後の計画の中でどのように位置付けていくかは今後の検討事項かと思っておりますが、あくまでもヤングケアラーは行政が支援する対象になって先日の法改正の中により支援する対象になっていきますので、ヤングケアラーイコール虐待というわけではなく、支援が必要なご家族、お子さんやというふうな把握で、対応を検討していきたいというふうに思っております。
- 会 長： 連携型の児童館は、結局何館でしょうか。
- 事務局： 現時点では、6館すべての児童館で連携型として事業を実施しているという形になっております。
- 会 長： 6月にヤングケアラーが法的に定義付けられたばかりですので、ここに書かれているのは理解はしているのですが、これは公表されるということによろしいですかね、先ほどの話、本日はこの骨子を組み立てた前提である課題の整理部分から審議するのか、組み立てられた骨子から審議するのか、どちらでしょうか。
- 事務局： 本日の会議資料につきましては公表させていただきます。こういった会議を開催し、こういう資料でご説明をし、こういうふうな議事がありましたということをご公表させていただきます。
- 次期計画の骨子につきましては、現計画のこれまでの取り組みの成果や残された課題などを踏まえて次の計画を策定するというふうに考えておりますので、

現行計画の評価などにつきましてもご意見ちょうだいできればと思います。

会 長： 内容がかなり多いので、冒頭お話いただいたように、今後1週間ぐらいはいろいろなご意見を受け付けていただけるということですが、今日欠席の委員に対しても、その連絡を行っていただくということですね。

事務局： はい。

委 員： 骨子の「めざすおおつのこども・若者の姿」のところの、ちょっと書きぶりというか、表現の仕方がよくわからないのですけれども、今後はこの骨子の内容についてこどもにも意見を聞いていくということですよ。

そうであれば、こども自身が、こんな姿になりたい、こうでありたいという姿がここにあるということですよ。

そういう意味ではちょっと違和感があるというか、聞いてもらうことができるっていうのは、大人の目線ですよ。

大人とこどもに上下関係があるような感覚がすごくして、こどもから言えば意見が表明できる、自由に自分の思いが出せる、話せるということが、自分の姿としてあるのではないかなというように思うのです。

こどもの意見表明権が今ものすごく言われていて、そこから目指す姿として出てきていると思います。そういう意味では「自分の意見を表明することが安心してできる姿について、あなたはどう思っている？」というふうに聞くことはできるのではないかと考えていて、ここのすべての目指す姿を表現するときの立ち位置は、ぼくたちわたしたちはこんなふうになりたい、こんな世の中であって欲しいと、こどもを主体的に書けるのではないかと、すべての項目に関してそう思います。

会 長： 大事なご指摘ありがとうございます。

「聞いてもらう」ということはおそらく施策に反映されるということを示していただいたのかなと思いつつ、確かに今、委員がおっしゃったように、「聞いてもらう」よりもどういう表現がいいのかなと思いつつ私も考えながら、見ておりました。何かご説明いただけますでしょうか。

事務局： こども主体でこども目線というご意見とします。特にその自分の思いを表して聞いてもらうことができるという最初の項目については、この言葉の裏には「安心して」という意味を込めております。心理的安全性が確保された中で表明することができるというのは、大人側が聞いてあげること、聞いてもらうことができるっていうところが、先ほど大人からの上から目線というお話もあったかと思うのですけれども、聞いてもらうことができるというふうな環境の中で、心理的安全性の中で、こどもが自分の思いを表すことができるようになってほしいという思いを込めて、この文言を作成しました。

ただ、今の委員のご意見をいただきまして、文言については練り上げていきたいと思っております。

会 長： 「反映される」というニュアンスも込められているのだと思いますが、「聴いて

もらう」というのは確かに、ただ単に聴いてもらうだけというようにも捉えられかねないですね。またご検討よろしくお願いたします。

反映してもらうことができる、までいうと少し強すぎるかなという気もいたしますし、なかなか、難しいところだなと思いますが。

委員： すいません、同じようなことと言えば、「みんなと繋がり自分らしく過ごせる場所がある」というところも、引きこもって他の人と接触できない子どもがたくさんいる中で、現実にはみんなと繋がるというのはいない感じなので、自分らしく過ごせて、かつ他の人と繋がることもできるぐらいにしておかないと、余りにも理想が勝ち過ぎている言葉だと感じます。

会長： どうでしょうか。

事務局： 誰も彼もが確かにみんなで繋がることはできないのは承知の上ですが、ただ、誰かと繋がれば、その繋がりがどんどん広がっていく。それが、子どもの立場からいうとみんなに繋がっていくという捉え方で表現をいたしました。またご意見をを受けて練り直したいと思います。

委員： 今、私たちは子どもの声を電話で受けているのですけれども、年間 5,000 件ぐらいの着信件数があります。やっぱり今の子どもたちって、自分の思いをそのまま出していいかということにすごく戸惑いがあるんですね。

こんなふうには相手はどう思うだろうとか、どんどん想像して、だんだんしゃべれなくなっている、学校で子どもたちすごく緊張していますと先生はおっしゃっています。

なので、その自分の思いをありのままに出せる、自分がありのままにいられるということが、子どもの姿だと私は思っていて、その姿になるために、そういう状況を作るために私たち大人がどういう施策が必要か考えたいかということなので、少しそこは明確に、子どもの姿と私たち大人が取り組むことは、分けていただきたいというふうに改めて思っています。

また、「必要なときに必要な支援を受け、自立できる」というのも、ちょっとよくわかりません。子どもが、自分の夢を持つことができるとか、未来をえがくことができるとか、自分の将来をえがくことができるかということならわかりますけれど、「必要なときに必要な支援を」届けるのは私たち大人の方で、これは子どもの思いとは違うのではないかと思います。

会長： なかなかすぐにお答えいただくのも難しいところだと思いますが、いかがでしょうか。

事務局： もっともなご意見かと思しますので、その点も踏まえて、さらに練り上げていきたいと思えます。

会長： はい、ありがとうございます。

「自立できる」の、この「自立」という言い方がいいのかどうかはもう一度ご検討いただいてもよいでしょうか。律するの自律でも、子どもにとってはそちらの方が・・・どうしても経済的自立ということに、この自立が連想させるので、少

しご検討いただきたいと思います。

必要なときに必要な支援を受け、自立できるというのは確かに大人の思い、こうしてあげるよというメッセージも考えられるのですけれども、これをこどもの目線で見たとときに、どういう表現がいいのかというのはまた、委員の皆様のお知恵をお借りして、ご検討していただけたらと思います。

委員：

前回出席していなかったのですが、もし前回と被っていたら申し訳ありませんが、幾つか大きな部分で確認したいのが、普段、私自身は、滋賀県内の高校生や大学生のいわゆる地域活動の支援だとか、主体的、自主的な活動の支援をしているのでそういった立場から言うと、困難を抱えたこどもたちや若者に対する緊急度の高い支援というのはもちろんよくわかるのですが、逆に主体的に活動していこうというような、こどもの自主性だとか主体性みたいなのを伸ばすような部分の支援というのは今回ここには、強く入れることは想定していないというのがちょっと気になりました。

何となくこの中では、骨子のところでは一番最後のところ、地域における人材育成のところに入るのではないかと思うのですが、内容までがまだわからないので、どのように考えられているのかが少し気になっています。

2つ目なのですが、こどもの困難という表現もされているのですが、困難も多分たくさんあるだろうと思っていて、何をもって困難としているのかが気になっています。今、こどもたちが抱えている困難は友人との関係、いわゆるいじめみたいなものであったり、もしくは家族との関係ではないかと思っていて、それに対応するものとして突き詰めていくと、コミュニケーションに関する指導やサポートだとか、もっと言うと技術的なコミュニケーションの方法を、今の学校教育では習わないことも実は問題の根底にあるのではないかが推察されるので、そういった部分、こどもたちのコミュニケーションに対するサポートや支援を、計画の中でどこか盛り込むような場所はあるのではないかが少し気になっておりました。

問題の原因に対応する意味では、コミュニケーションに関する指導・サポートの強化をうたってもよいかと思っておりました。

3つ目なのですが、こどもパブコメでこどもに意見を聴く際に、この計画の内容で例えば子育てのこととかを、小・中学生にわかるように伝えても、多分何も答えられないのではないかと思っています。子育てについては、お父さん、お母さんだと思うので、保護者が対象となる計画の内容と、こどもが対象となる計画の内容とがちょっと混在していると思うので、こどもパブコメという立場から言うと、その部分はトーンダウンせざるをえないかなと思います。先ほど委員が言われたように、誰の立場でこの計画が語られて、誰にこれを確認するのかというところで、少し情報整理をされた方が、今後パブリックコメントでこどもたちに意見を聴くというところで、明確にこどもたちに見て欲しい、聞いて欲しいところが定まるかと思って見ておりました。

会 長： 支援計画の対象ですね。
子ども・若者育成支援推進法では大体 39 歳ぐらいまでという方向性もありますが、今、委員の言われた子育てということになると、18 歳以上も対象に入ってきたりするのですが、こども基本法でいう、こどもが心身の発達段階にある者ということで理解しつつも、なかなか一般市民には理解しにくいところだと思うのですが、そのあたりも併せてご説明いただけたらと思います。

事務局： まず 1 点目、対象年齢の範囲と申しますか、今回のこども基本法の中では、明確なその年齢を区切らないというふうなところが理念ではあります。

自立しないから 40 歳でも子ども・若者なのかという話にもなりますが、今、想定しておりますのは、これまでの計画から大きく外れて幅をぐっと広げるということは、想定はしていません。ただ、18 歳になったからこの計画の対象ではないともちょっと言いづらいと思っておりますので、現行計画でもいろいろな施策でも大体未成年、18 歳の辺りが 1 つの大きな区切りになるかとは思っています。イメージとしては、若者とは、今回は大学生の意見を聴くというのがありますので、学生さんですと、22 歳や 24 歳なのかみたいなのところもあります。自立して、自分で稼いで生活しているような年代の方ではないかと考えられますが、では学生であれば自立してない子ども・若者なのかって言われると、そうも言いきれない、難しいところだと思います。明確なお答えになっていなくて申し訳ないのですけれども、40 歳、50 歳になっても、家に引きこもっているのは、全部若者としてこの計画の中で見ていくのかって言われるとちょっとその部分は違うのではないかと考えています。

こどもの困難についてどのように想定をしているのかというところは、この計画では、いじめ、不登校、虐待、ヤングケアラーなどというような何かしらの支援を必要としている状況おかれていることを、こどもの困難と想定しているところでございます。

それから、コミュニケーションの力をつけていくことに対する支援につきましては、必要なことだと思っています。もし、何か行政としてこういう取組をぜひ推進していくべきだというご提案がございましたらお聞かせいただければと思っております。地域の中ではいろいろな方々が、こどもたちの多様な経験や体験できるようにと、イベントを開催して下さったり、行事に取り組んで下さったり、学校に出かけて行って下さったりしておられることもございます。こどもたち同士ではなく、地域の方と一緒に何か取り組むということも、人と繋がっていくコミュニケーションの力だと思っています。今、全く何もコミュニケーションの力を養う取組がないということではないと思っていますけれども、今のこどもたちに関わってくださっている皆様の感覚として、もっとこういうことをやっていくことが、今のこどもたちにとって必要だと思うということがございましたら、ぜひご提案をいただければと思っています。

こどもパブコメについてですが、こどもたちにどういう聞き方をするのがよい

かというのは難しいと思っておりますが、実際に札幌市などがすでに取り組んでおられまして、こども未来プランってどんな計画か、今の札幌市のこどもに関する現状などが書かれた後で、未来の札幌がどんなまちになってほしいか意見を聞かせてくださいという形です。なので、1つ1つの計画の中の細かいことについて意見をもらうというよりは、大津がどんなまちになって欲しいかなど、そういう視点でこどもたちの意見を聴いていくという方法でされています。

こどもたちへのパブリックコメントの取り方について、今はまだ確定しているものはございません。先ほどもご意見いただいたとおり、大人がやるべきことに、こどもの意見を聞いても・・・というところは当然あるかと思っておりますので、こどもたちに聞いたら、こういうふうな聴き方で意見を求めていった方がいいのではないかというご意見もお寄せいただきたいです。先ほど、自分の思いを出せる、ありのままの自分でいられる、そういうこどもたちの姿を目指しているのですよねというご意見もいただきました。ありのままの自分でいられるためにはどんなことがあったらいいかなということも、ぜひ計画のパブリックコメントの中では聴けたらと思っていますし、こどもの意見を聞く場、例えばLINEを活用した意見聴取も来月からスタートしますけれども、トークテーマとして取り上げて、こどもたちにこのテーマについて意見を表明してもらうことも可能だと考えています。我々がこんなこどもたち、大津のこどもたちになって欲しいという姿を考える中で、そうなるためにはどんなことがあったらいいのかということ、こどもたちから意見をもらっていくという取り組みもやっていながら、パブコメに向けて、いろいろな工夫を考えていきたいと思っておりますので、ぜひご意見ちょうだいしたいと思います。

会 長： はい、ありがとうございます。

事務局： 虐待であったりとか、いじめであったりとか、また最近では増えてきたのは不登校の問題であったりとか、いろいろ背景は違うかと思っておりますが、そういった表面化している部分、我々が把握していく部分での困難というのが一定あるかと思っております。それに加えて例えばヤングケアラーもそうですけれども、その事象が終わったからといってそこで困難が終わるわけではなくて、そのことによって影響を受けたそのあとも、継続して子ども・若者が持ち続ける困難というのは我々あるのではないかと思っております。ですので、虐待やヤングケアラーやいじめなどが一定解決されたからそこで困難が終わるということではなく、そのあとも、その子ども・若者が受けた困難は将来にわたって一定の影響を与え続けることも、我々としては認識をしておりますので、そういったことも踏まえて、困難については、我々是对応・支援をしていくことを意識していきたいと思っております。

会 長： はい、ありがとうございます。

委員からも積極的にパブコメに対するアイデアをいただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

この骨子のところで、「必要なときに、必要な支援を受け自立できる」の箇所ですが、自分のなりたい姿になれるような支援が受けられるという方向性で考えていただくのもよいのではないかと思います。皆さんの意見を伺っていました。「みんなとつながり、自分らしく過ごせる場所がある」についても、つながりたいときにつながれるという方向性でご検討いただいたら、少しはこども目線になるのかなと、つながりたくないときは大きなお世話だと思いますので、いろいろご意見いただいているところを踏まえて、またご検討よろしく願いいたします。

「安心・安全な環境で健やかに成長することができる」も、上から目線な気がしますが、これは家庭だけでなくいろいろな場所でのということを想定されているのです。健やかに成長することができるという、具体的なこどもたちのイメージはどのような感じでしょうか。

事務局： 1つは犯罪などから子ども・若者を守る取り組みというまちづくりのような視点、それは大人が保障することかと思いますが、そういった中でこどもたちのびのびと過ごしていけるということを想定しております。また、教育・保育の質の保障なども関連させることを想定していますので、質の高い教育・保育を受けられる環境を整えていく、その中でこどもたちがのびのびと成長していくことをイメージして設定をしています。

先ほどもご意見をいただいております、こども目線で考える姿っていうのと大人がやるべきことっていうのが、少し視点であったり、中身が違っていたりというところはあるかと思っていますので、この4つの姿から施策につなげていくことをご提案していますが、そのあたりは分けた方がいいのかというところもご意見をいただいております。

会 長： はい、ありがとうございます。いっそのこと思い切って、大人が必要な支援を提供してくれるというか、それによって健やかに成長することができるのですけれども、大人は何か私たちに何か必要な支援を提供してくれるっていうくりでもいいのではないかとこのふうな気がして伺っていました。

具体的な施策展開のところはもちろん、大人がやるべきこととされているので、取組によってこどもたちのこんな思いがかなえられますよということをこどもたちが聞いたときにイメージできるようなものであればいいなと思っておりました。

最終的な基本理念として、「みんながつながりともに育ち合うまちおおつ ～子ども・若者の輝ける未来のために～」ということなのですが、こちらはいかがでしょうか。

委 員： 今、大学1年生のこどもがいるのですが、高校のPTA会長もしていて、高校の計画の会議も出ています。こどもの話を聞くと、やっぱり進学したいけれど、お母さんとか家庭の事情を考えると、就職率が高い高校に行ったから、どうしても進学したいっていう言葉を、親にも言えない、学校にも言えないから我慢

しても働くっていう子とかが多いとのこと。

中学校であっても同様に、本当は私立の高校に行きたいけれど、家庭の事情がある。でもそれを言えない、どこに相談していいかわからない。

だから、本当は行政に相談したいなと思っても、若い子たちだとなかなか行きにくい、相談先として電話番号が書いてあるけれど、いじめとか虐待とかを相談するところで、生活的なこと、進学的なこととかを相談するところがなくて本当に困っているようです。結局、学校に行けたけれど面白くないから引きこもるっていう子が、現実にいるのですよ。

だから行政はこういう支援をやっていると、小さい子でもわかるようにしてあげる、難しい言葉ではなく、みんながわかるように、ここに繋がりますっていうネットワークがあれば、すごく生きやすい未来にそれこそ繋がるのではないかと思います。

会 長： 貴重な視点ありがとうございます。

本当に聴いてもらえるということがあれば、どんどん意見も言えるでしょうし、どこで聴いてくれるのかということだと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。情報が届いてない、周知が行き届いてないことを課題として挙げているところです。それをどうやって、課題を解決していくのかというところで大変具体的なお意見をちょうだいしてありがたく思います。ぜひ他にも、このようなやり方であれば子どもたちは相談しやすくなるのではないかということについて、ご意見ちょうだいしたいと思います。

委 員： こどもからの電話を受けていて、コロナのときもそうでしたけれど、学校はずっとお休みになります。いつ開くかわからないとか、ゴールデンウィークがすごく長いっていうときに、結構その子どもたちだけでお留守番をしていて、大変なことが起こって、誰に相談したらいいかわからないとか、今おっしまったような、子どもたちの声がやっぱり私たちのところにもいっぱい届けられます。

まず私たちが言うのは、小学生以上であれば、やっぱり一番身近なのは学校の先生なので、学校の先生には相談できる？って、まず聞きます。大抵は親には言えない、兄弟にはもちろん相談できないって言いますし、おじいちゃん、おばあちゃんや隣人はどう？とかいろいろ聞きますけれども、やっぱり子どもたちが学校に行っているこどもであれば、いつも通っていて、自分のことをわかっていてくれて、一番身近な存在はやっぱり学校の先生かと思うので、学校の先生に相談できないかな？と聞きます。

そうしたら、先生すごく忙しそうで、相談できないと。あるいは相談して、1回は聞いてくれたけれど、次またねと言われて、そのままになってずっと聞いてもらえていないという声がほとんどなのですね。

私は、やっぱり本当に学校の中に安心して相談できる、何でもいえる、ありのままに言って良いいという場所があれば、少なくとも学校に行っているこどもた

ちはもっと楽になるし、そこから先生が、その先をどう地域につなぐかということになるかと思います。けれども、先生方の今の状況ではとてもそのようには言えないですし、なので先ほど、SSWの方の配置状況を聞きたいと思ったのです。そこをつなぐ役割は、やっぱりスクールソーシャルワーカーの方なのでよね。学校の中にやっぱりソーシャルワークできる方、役割を持った方が常駐していないということが、やっぱり子どもも先生もしんどいし、緊張している状況をつくり出しているのではないかと考えています。

この計画は福祉計画ですよね。教育計画ではないですけども、実際に子どもと、そうやって接して声を聴いている私たちとしては、まずそこを1つ解決できないか、「子ども・若者が輝く未来」という、本当に輝くためにはまずはそこが何とかありませんかとすごく考えています。

事務局：教育委員会の方とも連携しながら、どういう形で子どもたちの声をキャッチできる体制が整うのかということについては、ちょっと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員：学校としては、子どもたちに寄り添った相談体制が必要だと私もそのように思います。

骨子案について、まずはこの基本理念を立ち上げたその理由、それからさらに、目指すこどもの姿というのと、重点推進項目と同じなのか、目指すこども像はここにある、それに対して私たちは、どのような支援が必要かを考えるべきだと思うのです。

さらに、施策の展開のところで紐づく事業となっていますが、即事業の形になるのか、骨子なのでこれでいいのかと私も思うのですけれど、先ほどおっしゃっていただいた、今の子どもたちの現状から何が必要なのか、それをまず私たちが考えなければいけないことだと思うのです。それに基づいて、基本理念、あるいはこどもの姿を、考えていただいたと思うのですけれど、どのような形でこのようになったかというその経過、こどもの実態、アンケート調査をされたその実態を述べていただきましたけれども、それに基づいて、どのように結びつけてこのような形にしたのか、その流れが知りたいと思いました。

そうでないと、ただの形であれば、いくらでも見るだけでわかるのですけれど。

事務局：申し訳ありません。わかりにくかったかなというふうに思っております。私どもとしまして現計画のこともありますし、今のアンケート調査の結果あるいは委員の皆さんも感じておられる子どもたちの現状、そして、それぞれの担当課が所管しております事業を通じた今の課題というような課題認識の中から整理をして、次の計画ではこの形で進めていきたいというところで骨子案をご説明をさせていただいたところではあるのですけれども、切り口がすごくたくさんございまして、先ほどのヤングケアラー、あるいは児童虐待なんかもありますけれども、ご家庭に困難を抱えているような子どもたちへの支援のこと、また、喫緊の課題である待機児童のことも含めた就学前の子どもたちの居場所をどう

考えるのかということ、また妊娠から出産・子育てに至るまでのサポートのあり方についてなど、いろいろな切り口がある中で、現行計画ではそれを6つの切り口から整理しており、この6つの中で、今取り組んでいること、そしてアンケートから見えること、そして浮かび上がる課題という整理をトータルで行ったものがこの骨子案というところです。その整理について、ご説明の中では十分に流れとか方向性っていうのをお伝えできず、大変申し訳ありません。

プロセスとしては、今のような考え方で整理をしてきたというふうなことでございます。以上です。

委員： ある程度は専門的な部分を知っているのですが、これを地域の皆さんに、市民の皆さんに見ていただく時に、お飾りになってしまったら何にもならないと思います。だから実際に結びつく課題に基づいて、このように施策やりますというふうにわかりやすくして欲しいです。

事務局： 大切な視点だと思いますので、もう少し皆様にご理解しやすい形となるよう考えたいと思います。ありがとうございます。

会長： 大事な宿題もいろいろいただいて、お任せというよりも、またお力いただきますようどうぞよろしく願いいたします。

委員： 先ほど委員から言っていたいただいた意見と同じような感じですがけれども、私にも小2の女の子のこどもがいます、その子がこの前、学校の体育の授業のときに小指を骨折したのですけれど、骨折して痛いって言ったまま家に帰ってきました、なぜ先生にそのときに言わなかったのって聞いたら、先生は忙しそうだったからと言って、やっぱり他のこどもの対応で先生もすごく大変そうと言っていました。やっぱり、すごく大人の顔色を見ている、家の中でも、忙しい親の顔色を見て、言いたいことが言えていないのです。すごく自分自身の主張を押し殺しているっていうのが、家庭によりますけれどもいるのだなということを感じたエピソードが最近ありました。

家庭以外の部分で言うと、保育士の先生や学校の先生に、気づいていただくというのが一番だと思うのですけれども、やっぱり余裕はありませんし、知識も少し不足しているかなと思うところもあります。例えば、育児が大変だと思ったからこども家庭相談センターに電話したけれど、もうしばらく待ってください、こちらから連絡しますと言われたまま、もう10日たちましたということ、保護者の集まりの場でお話されたということがありまして、それを私たちが聞いてもちょっと知識がないのでわからないけれど、保育園の先生もどのようにしてもいいかわからないという状況でした。また、こどもが発達支援を受けて加配の先生が付いているけども、通常の公立の学校の特別支援学級に行くけれども、送り迎えがいる。その送り迎えもどうしたらいいのかという相談に対して、例えば、私たちならファミリーサポートっていうのがありますよっていうのを教えるけれども、保育園の先生からその言葉が出てこない、やっぱりそういうことを知っているということ、先生自体もこういう福祉サービスがあるということを知っ

ていて、お母さんこういうのありますよっていうのを、例えばひとり親のご家庭であるとか、こどもに障害があるとわかっているのであれば、先生が直接親御さんに声をかけられる余裕をつくれるような体制であってほしいですね。人を雇えばいいというものではないのかもしれないですけど、やっぱり人手不足っていうのはすごく大きく影響しているのかなと思いました。

会 長： 学校教育のところ、たまたま元校長先生とお話する機会があって、同じようなことを聞いたら、担任制がなあ、と、朝から夕方までずっと教室にいななければいけないから、中学なんてちょっと話が聞けるのは、複数担任制になったら空き時間もできて、少し余裕ができるかなみたいな話をされたのですけれど、日本全体の小学校のところの課題だとは思うのですけれども。

事務局： ありがとうございます。先生に余裕がなくて、こどもたちが気を遣ってなかなか意見が言えない、思いが伝えられないというところは、学校現場であっても保育現場であってもあるということを感じました。

余裕がないということには、人手が足りないという面もありますし、知識が少し不足しているということに関しては、先生方に対する研修会を実施しているところですが、なかなかそれが実際に保護者に対して提供していくというところでは、もう1つ、もう一段階上の力が要ると思います。

そういった意味では、過去に対応を経験した先生方の事例を、園や学校の中で情報共有していただきながら、全員が知識や対応策をどんどんスキルアップしていくような取組も必要なのだろうと感じています。具体的な事例を踏まえてどういう対応が必要なのかという研修を企画していく必要があるということを感じました。

なかなか、すぐにすべての職員が知識やスキルを身につけるとするのは難しいかもしれませんが、非常に重要なご指摘だと思いますので、取り組んでいきたいと考えています。

委 員： 学校のことについて、私なりに発言させていただきます。

学校の先生たちに余裕がないし、忙しいと市民の方が感じておられること自体が、学校側も少し考えていかなければいけないと思っていますし、先ほど委員がおっしゃられたコミュニケーションへのサポート強化とか、学校で、こどもたちが集まる場所の中で、教育の中でしていくようなことも考えていく必要があると感じながら聞いておりました。確かに、こどもたちの相談を受けたときに、関係機関に繋げることはできるのですよね。こういうことがあったので児童相談所に相談しようとか、療育センターに相談しようとか、関係機関につないでいくけれども、なかなか根本的な困難さの解決を、学校単位だけですることはなかなか難しいかと思っています。

ですので、この計画についても、学校ができること、学校ができないこと、学校がすべきこと、行政がすべきこと、教育委員会と一緒に教育行政の中ですべきことなどを、これから整理して議論がなされていくかと思うので、その辺も含め

て、何か一緒に考えていかななくてはならないなと思ったのが1点と、あとは人材育成については、本当に学校でも、経験のある先生が退職して、新しい先生が入ってきて、その中でどのようにその教師を育てていくかということも大きな課題になっていますし、きちんと人材を育成していかなければならないということは、この計画の中にも人材育成、教育の質の向上、人材確保などを挙げていただいていますけれど、一番学校現場として大事にしていかなければならないと思ってお話を聞かせていただいています。

きっと、こういうことを目指しています、でも行政としてはこういうことを推進して、こういうことをしていきますみたいなことで、今回は行政の方向性を示しているところですが、学校も一緒に考えることができればいいのかと思っています。ありがとうございます。

会 長： 学校が子どもたちにとって身近な相談場所じゃないかということから、学校での対応について話が出ましたけれども、学校イコール相談場所では決してないと思います。多様な子どもたちが相談できる場所があれば、ひよっとしたら、評価権のある先生よりも、もっと気楽に相談できる場所があるべきではないかと思っていますし、隣、近所に飛び込んでいけるような場所があれば、学校の先生は関係機関と連携するとしても、必ずしも主たる相談者である必要はないのではないかと思います。

そういう意味でも、どのようにして子どもたちの意見を吸い上げるかというのは、共通して委員のみなさんが出してくださった課題だと思しますので、なかなかすぐに解決するようなことではないと思いますが、計画策定の段階で、いろいろとお知恵を拝借しながら、一緒に考えていけたらと思っています。

事務局から何かいかがでしょうか。

事務局： 私どもも、学校現場とも連携をしていくことは大変重要なポイントだと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いをしたいというふうに思います。ありがとうございます。

会 長： はい、ありがとうございます。

時間も近づいて参りましたがいかがでしょうか。ぜひこれはということがあれば、あとでメール等でもご意見が提出できるということでありましたけれども、この場でということで、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

本当にいろいろなご意見をいただきましてありがとうございました。それでは、全体のことについて何かご意見よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、言い残されたことがありましたら、子ども・若者政策課の方にお願ひします。

それでは本日の議事をこれにて終了させていただきます。

(5) 閉会